

食品産業の皆様へ

食品産業の発展に向けた **支援制度** を
活用してみませんか？

皆様の幅広い取組を、
新たに成立した
食料システム法 に基づき
農林水産大臣が認定 し、
総合的に支援します。

※ 令和7年10月以降～ 運用開始予定

1. 制度の対象・スキーム

“食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者”
の皆様が対象となります。



以下の 4 つの取組が認定対象です。

01 生産者との安定的な取引関係の確立

💡 取組事例

- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
- ・ 農林漁業者への出資

02 流通の合理化

💡 取組事例

- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
- ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03 環境負荷の低減

💡 取組事例

- ・ 食品の製造過程における温室効果ガスや食品ロスの削減
- ・ 食品廃棄物の利活用

04 消費者に選ばれるための情報提供

💡 取組事例

- ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
- ・ 食品のコスト構造の見える化

✎ 01～04のための技術の研究開発や事業再編も、認定の対象となります。

💡 取組事例

- ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発（研究開発）
- ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得（事業再編）

2. 制度のメリット

計画の認定を受けた場合、
以下の **資金調達支援・税制優遇** などの
総合的な支援措置 を受けることができます。

▶ 資金調達支援



中小企業者に対する
長期・低利の融資



融資を受ける際の
債務保証

設備資金や運転資金について
金融機関から融資を受ける際、
債務の保証を受けることが可能

設備投資や事業再編を行う際、
運転資金も含めて、
長期かつ低利の融資を受けることが可能

▶ 税制優遇



脱炭素化に向けた
投資に対する
税制優遇



中小企業の設備投資
に対する税制優遇

設備投資を行う際、
取得価額の最大10%の税額控除
又は即時償却を受けることが可能

脱炭素化と付加価値向上を両立する
設備投資を行う際、最大14%の税額控除
又は50%の特別償却を受けることが可能

▶ 研究開発支援



農研機構の所有する
研究開発設備の利用

技術の研究開発を行う際、
農研機構の保有する研究開発設備
(食品加工設備等)を利用することが可能

上記の他にも、様々な支援を受けることができます。

3. Q & A、お問合せ先

01

いつ頃から申請が可能になりますか？
また、結果を受け取るまでにはどの程度の時間を要しますか。

制度の運用開始は、本年10月以降を予定しており、申請は運用開始と同時に可能となります。申請が受理されてから結果を通知するまでの期間は、45日程度を予定しております。

02

申請に必要な書類などは、
どこで入手すればよいでしょうか？

現在、申請に必要な書類の様式などについては調整中です。制度の運用開始日（本年10月以降予定）に、農林水産省のホームページで公開する予定です。事前の御相談は承っておりますので、ご関心がございましたら、下記のお問合せ先に御相談下さい。

03

認定を受けた計画は、
農林水産省から公表されますか？

はい。
食品産業における国の方針と合致した模範的な取組として、認定を受けた計画については、農林水産省のHPでその概要を公表することを検討しています。公表を控えたい事情や内容等がございましたら、ご相談いただければと思います。

－お問合せ先－

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課 企画グループ

▶ TEL（直通）：03 - 6744 - 2054

▶ Address：〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1